

新大阪歯科技工士専門学校

# 学 則

# 新大阪歯科技工士専門学校学則

## 第1章 組織

(設置目的)

第1条 本校は、歯科技工士として必要な知識及び技能を授け、有能な歯科技工士を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、新大阪歯科技工士専門学校と称す。

(位置)

第3条 本校は、大阪市淀川区東三国6丁目1番13号に設置する。

(設置者)

第4条 本校は、学校法人 新歯会東洋医療学園が設置運営する。

第2章 課程、学校及び修業年限並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
医療専門課程	歯科技工科 2年課程	2年	90名	180名	昼間
	歯科技工科 3年課程	3年	60名	180名	夜間

## 第3章 学年、学期及び休日

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学期は、次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 本校創立記念日(11月15日)
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

但し、(4)(5)(6)については学校長が必要と

認めたときは、変更が出来る。前項の規定にかかわらず学校長が、必要と認めたときは臨時に休業を行い又は、休業日に授業を行うことがある。

#### 第4章 教育課程、授業時間数

(授業時間数)

第9条 本校の授業時間数、教育課程は別表1のとおりとする。

(始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。昼間課程は、午前9時から午後4時40分までとする。夜間課程は、午後5時10分から午後9時までとする。

#### 第5章 学科課程の終了及び卒業について

(成績の考査)

第11条 学生の成績は、学科試験・実技試験及び平常の成績により評定する。

(学科試験)

第12条 試験は、授業を行った全科目並びに実習について、前学期の終り及び後学期の終りに行う。尚、昼間部においては2年生の後学期、夜間部においては3年生の後学期の終りに所定の学科目及び実習について卒業試験を行う。

(受験資格)

第13条 学年を通じて所定の授業日数の4分の3以上出席し、かつ学則に定める各学科試験及び実習に係る出席時間数を満たすものは、前期試験、後期試験及び卒業試験を受験することが出来る。

(補習)

第14条 上記の時間数に満たないものは必要な補習を受けて受験することが出来る。

(合格点)

第15条 試験の成績は、各学科目ごとに100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

(再試験)

第16条 試験の成績が、合格点に満たない学科目については、1科目1000円の受験料を添えて所定の届けを出し学校長の許可を得なければならない。

(追試験)

第17条 病気その他やむを得ない理由により受験出来なかった学生については、1科目1000円の受験料を添えて所定の届けを出し学校長の許可を得なければならない。

(進級・卒業)

第18条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、教務委員会の議を得て学校長が行う。

(卒業)

第19条 修業年限を終り、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、卒業証書を授与する。  
2. 修業年限を終り、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、専門士(医療専門課程)の称号を付与する

(留年)

第20条 上記の評定で進級、卒業が認められなかった学生は、留年することが出来る。但し、昼間部、夜間部共に同学年2年を限度とし、又昼間部においては4年、夜間部においては6年を限度に在学することが出来る。

## 第6章 入学、進級及び退学について

(入学・進級の時期)

第21条 入学及び進級の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第22条 本校に入学出来る者は、学校教育法第90条第1項に掲げるものとする。

(入学志願手続)

第23条 入学を志願するものは、下記の書類に受験料を添え志願すること。入学願書健康診断書(調査書に記載の者は省略)高等学校卒業証明書もしくは卒業見込証明書調査書(成績証明書)

(入学試験)

第24条 入学試験の判定は、教務委員会が認定し学校長がこれを許可する。

(入学手続)

第25条 入学を許可された者は、独立して生計を営む身許の確実な者2名を保証人(内1名は父兄もしくは親族とする)とし、保証人が連署する所定の誓約書並びに学費を学校長に提出しなければならない。  
2. 入学を許可された者で入学志願手続のときに高等学校卒業見込証明書を提出していた者は、卒業証明書を提出しなければならない。

(本人の異動)

第26条 学生が現住所等に異動があったときは、ただちにその旨を学校長に所定の届出をしなければならない。

(保証人の異動)

第27条 学生は保証人に異動があったときは、ただちにその旨を学校長に所定の届出をしなければならない。

(転入学)

第28条 他の歯科技工士養成所の学生が、所属責任者の承認書を添えて本校へ転入を志望したときは、欠員のある場合には本校と同等の教育課程を終了していると認められた学生について学校長がこれを許可することが出来る。

(欠席)

第29条 学生は、病気その他の理由により欠席しようとするときは、すみやかにその旨を学校長に所定の届出をしなければならない。但し、病気による欠席日数が1週間以上であるときは医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由で、2ヶ月以上学習することが出来ない学生は、その理由を所定の書面により保証人連署の上で願い出て休学の許可を得ることが出来る。又、疾病を理由とする学生については、医師の診断書を添付しなければならない。

2. 休学期間は1ヶ年とし、期間満了までに復学しない学生は原則として本学生としての身分を失うものとする。
3. 休学期間中でも授業料を納めなければならない。

(復学)

第31条 学生は、復学しようとするときは、保証人が連署した所定の書面により学校長に届出なければならない。

(退学)

第32条 学生は、退学しようとするときは、あらかじめ保証人が連署した所定の書面により学校長に届出なければならない。

## 第7章 組織

(構成)

第33条 本校に次の教職員を置く。

1. 学校長 1名
2. 副校長 1名
3. 教務部長 1名
4. 専任教員12名以上(教務主任を含む)
5. 非常勤講師
6. 事務局長 1名
7. 事務局員2名以上

(委員会)

第34条 本校は、下記の委員会を設置する。

- 1) 教務委員会
2. 上記委員会の管理、運営は施行規則でこれを定める。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第35条 学校長は、品行が方正でありかつ成績が優秀な学生で、他の学生の模範

になるものを表彰することがある。

(懲戒)

- 第36条 学校長は、教育に必要と認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。
2. 懲戒の種類は次のとおりとする。
    - (1) 戒告
    - (2) 停学
    - (3) 退学
  3. 学校長は、学生が次の各号のひとつに該当するときは、退学を命ずることが出来る。
    - (1) 病気又は成績不良により卒業の見込がないもの
    - (2) 正当な理由がなく出席が常でないもの
    - (3) 素行不良で改悛の情のないもの
    - (4) 学費を許可なく滞納したもの

## 第9章 学費及び諸経費

(入学検定料)

- 第37条 本校に入学を希望するものは第23条の手続とともに入学検定料15,000円を納入しなければならない。

(入学金)

- 第38条 入学を許可されたものは、入学金10万円を指定された日までに納入しなければならない。
2. 前項の義務を怠ったものは、入学を取消されることがある。

(学費)

- 第39条 学費は、授業料と実習費とし下記金額を毎学年度の始めまでに納入しなければならない。

昼間部	昼間部1年	昼間部2年
授業料	100	100
実習費	35	40
合計	135万円	140万円

夜間部	夜間部1年	夜間部2年	夜間部3年
授業料	65	65	65
実習費	25	30	30
合計	90万円	95万円	95万円

(還付)

- 第40条 すでに納入した入学検定料、入学金は、原則としてこれを返還しない。

## 第10章 雑 則

( 寄 宿 舎 )

第41条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に細則で定める。

( 健 康 診 断 )

第42条 健康診断は、毎年1回以上を実施し学生は必ず受診しなければならない。

( 委 任 )

第43条 この学則に定めるもののほか、学校の運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 附 則

1. 学則中の第9条に定める授業時間数並びに教育課程に関して、夜間部は平成6年4月1日、昼間部は平成7年4月1日より施行する
2. 上記以外に関しての学則は、平成6年4月1日より施行する

(別表1)

学年別授業時間数 昼間部2年制

学 科		1 学年	2 学年	合 計	
外 国 語		3 0		3 0	
造形美術概論		1 5		1 5	
関 係 法 規			1 5	1 5	
歯 科 技 工 概 論		5 0		5 0	
歯 科 理 工 学		1 8 0	4 0	2 2 0	
歯 の 解 剖 学		1 6 0		1 6 0	
顎口腔機能学			6 0	6 0	
有床義歯技工学		1 8 0	2 6 0	4 4 0	
歯冠修復技工学		1 9 0	2 5 0	4 4 0	
矯正歯科技工学			3 0	3 0	
小児歯科技工学			3 0	3 0	
歯 科 技 工 実 習		2 9 0	2 3 0	5 2 0	
選 択 必 修	有床義歯技工学		6 0	6 0	
	歯冠修復技工学		6 0	6 0	
	歯の解剖学		6 0	6 0	
	歯 科	歯科技工基礎教育	1 2		1 2
概 論	技工学	コミュニケーション技法	9		9
	概 論	社会人マナー		9	9
小 計		2 1	1 8 9	2 1 0	
合 計		1 1 1 6	1 1 0 4	2 2 2 0	

学年別授業時間数 夜間部3年制

学 科		1 学年	2 学年	3 学年	合 計	
外 国 語		3 0			3 0	
造形美術概論		1 5			1 5	
関 係 法 規				1 5	1 5	
歯 科 技 工 概 論		5 0			5 0	
歯 科 理 工 学		8 0	6 0	8 0	2 2 0	
歯 の 解 剖 学		1 3 4	1 6		1 5 0	
顎口腔機能学				6 0	6 0	
有床義歯技工学		1 3 5	1 3 5	1 7 0	4 4 0	
歯冠修復技工学		1 4 0	1 5 0	1 5 0	4 4 0	
矯正歯科技工学			3 0		3 0	
小児歯科技工学			3 0		3 0	
歯 科 技 工 実 習		1 1 0	3 0 0	1 1 0	5 2 0	
選 択 必 修	有床義歯技工学			6 0	6 0	
	歯冠修復技工学			5 5	5 5	
	歯の解剖学	2 0	2 0		4 0	
	歯 科	歯科技工基礎教育	1 5			1 5
概 論	技工学	コミュニケーション技法	4	4	4	1 2
	概 論	社会人マナー	4	4	1 0	1 8
小 計		4 3	2 8	1 2 9	2 0 0	
合 計		7 3 7	7 4 9	7 1 4	2 2 0 0	

# 卒業証書

京専門課程歯科授工科

殿

年月日生

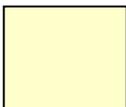
年月日生

右のあり資格称号を修了の課程を修了六年文部省

告示第(業)号おのたの専卒業証書(専門課程)の

称号を授与する

称号授与書



年月日

印

第 号

新大阪歯科技工士専門学校

学校長 氏 名

卒業証書

